

平成29年7月11日

報道関係者 各位

教育長の職務を行う者の指名について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」附則第5条の規定に基づき、7月12日付けで、下記のとおり市長が教育長の職務を行う者を指名しましたので、お知らせいたします

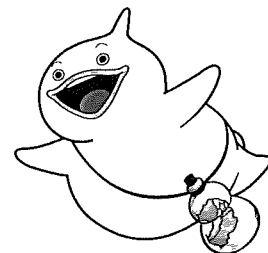
記

1. 職務代理者 松本 正弘（島原市教育委員）
2. 指名日 平成29年7月12日
3. 指名期間 新教育長が任命されるまでの間

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当、島原市 市長公室 秘書人事課 人事班  
担当 松崎・本田  
電話、0957-63-1111（内線 126）  
E-mail：shiko@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん